

借金問題と 依存症の ループを断ち切ろう!



借金問題はいろいろな方法で解決できます

自己破産

裁判所に自己破産の申立てをし、免責決定を受けると、借金が免除されます。財産があれば分配の対象となりますが、家財道具や一定の金額までの現金、預金、保険等については、手元に残すことができます。

個人再生

裁判所に個人再生の申立てをし、再生計画が認可されると、借金のうち元本の一部が免除され、3～5年で返済をします。住宅ローンの支払を継続することで持ち家を残すことも可能です。

任意整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士等の法律専門家に依頼して、貸金業者などとの話し合いで返済方法を決定します。

特定調停

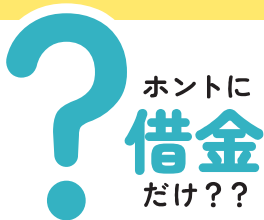
裁判所に特定調停の申立てをし、調停委員のあっせんに基づいて返済方法の決定などを行います。

借金相談窓口
相談予約電話
相談初回無料

大阪弁護士会(総合法律相談センター) ▶ ☎06-6364-1248

大阪司法書士会(総合相談センター) ▶ ☎06-6943-6099

詳しくは
コチラから /



借金の問題で困っている人が、依存症の問題を抱えていることもあります。
例えばギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめりこむことで
賭け金が増え、借金を負ってしまうことがあります。



借金問題は必ず解決できます。ぜひご相談ください。

本人・家族からの、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関するご相談を、電話・来所(予約制)でお受けしています。
ギャンブル等による借金の問題で困っている大阪府在住の本人・家族・関係者等を対象に、
弁護士による借金専門相談を実施しています。ひとりで悩まず、まずはお電話ください。



大阪府こころの健康総合センター

依存症専門相談
☎06-6691-2818

受付
時間

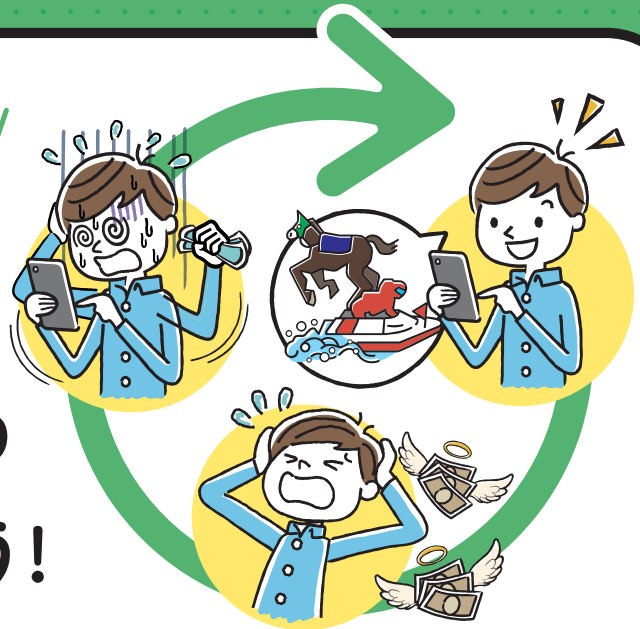
月～金曜日 9時～17時45分
※祝日・年末年始を除く

第2・4土曜日 9時～17時30分

詳しくは
コチラから /



依存症と 借金問題の ループを断ち切ろう!



困っていませんか? それって依存症かも

借金もあるし、
生活を
立て直したい...

ギャンブルのことで
頭がいっぱい...

お酒を
飲まなかったら
いい人なのに...

やめたいけど
やめられない...
どうしたらいいの?

依存症
とは

アルコールや薬物などの使用やギャンブル等をコントロールできなくなるにより、日常生活や社会生活に支障が生じている状態です。

「本人の意志」や「性格」は関係なく、誰でも依存症になる可能性があります。

詳しくは
コチラから /



依存症は回復できる病気です。 *check!*

回復するためには、治療や相談が大切です。安心して相談できる場所があります。相談することで、通報されることはありません。相談された方のプライバシーは守られます。



少しでも「あれ?」と思ったら まずはお電話ください

本人・家族からの、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関するご相談を、電話・来所(予約制)でお受けしています。

ギャンブル等による借金の問題で困っている大阪府在住の本人・家族・関係者等を対象に、弁護士による借金専門相談を実施しています。



大阪府こころの健康総合センター

依存症専門相談 ☎06-6691-2818

受付
時間

月～金曜日 9時～17時45分

※祝日・年末年始を除く

第2・4土曜日 9時～17時30分

詳しくは
コチラから /

